

# I

## 児童虐待をめぐる現状

### 1 児童虐待とは

今日、子どもや子育て家庭をめぐる課題は、多様化、複雑化していますが、なかでも児童虐待については、児童相談所や市区町村への虐待通報件数が年々増加を続けるなど、依然深刻な状況にあります。

最近でも、以下のような事例が生じています。

#### ●実母と内縁の夫による虐待によって、3歳女兒が死亡した事例

3歳女兒が自宅で実母に熱湯をかけられ顔に大やけどを負ったまま放置され、死亡したものの。死亡に至るまで、実母と内縁の夫は、女兒の口に布を押し込んで粘着テープで固定し、ネクタイのような物で後ろ手に縛るなど、虐待が常態化していた。

事件に至るまでの間、近隣住民から警察への通報があったほか、健診未受診として行政による家庭訪問も行なわれていた。

#### ●行方不明となっていた男児がペット飼育用ケージに監禁され死亡した事例

行方不明となっていた6人きょうだいの次男（当時3歳）が、うさぎなどのペット飼育用ケージ（おり）に監禁され、両親から食事も十分に与えられず、死亡したものの。男児の遺体は遺棄されたまま、発見されていない。

#### ●母親が無理心中をはかろうとして姉弟が死亡した事例

自宅で7歳と5歳の姉弟が母親に首を絞められ、その後病院で死亡したものの。母親が「子どもの首を絞めてしまった」と警察に自首したことにより発覚。母親は数か月前から「子どもをたたいてしまいそうだ」と児童相談所に相談していた。「子どもたちを殺して自分も死のうと思った」と供述しており、育児ノイローゼにあったとみられている。

### 児童虐待が子どもに与える影響

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるもので、なにがあっても許されるものではありません。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」においては、児童虐待が子どもに与える影響として次のようなものがあるとしています。

児童虐待が子どもに与える影響

- ▶ 死亡、頭蓋内出血・骨折・火傷などによる身体的障がい
- ▶ 暴力を受ける体験からトラウマ（心的外傷）をもち、そこから派生するさまざまな精神症状（不安、情緒不安定）
- ▶ 栄養・感覚刺激の不足による発育障がいや発達遅滞、安定した愛着関係を経験できないことによる対人関係障がい（緊張、乱暴、ひきこもり）
- ▶ 自尊心の欠如（低い自己評価）

## 児童虐待の種類（定義）

児童虐待防止法においては、児童虐待の定義として、以下の4種類を規定しています。

実際の虐待においては、これらが組み合わされている場合も多くみられます。

### 児童虐待の種類（定義）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト（放置・放任）	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）、きょうだいに虐待行為を行なう など

## 2 児童虐待の現状

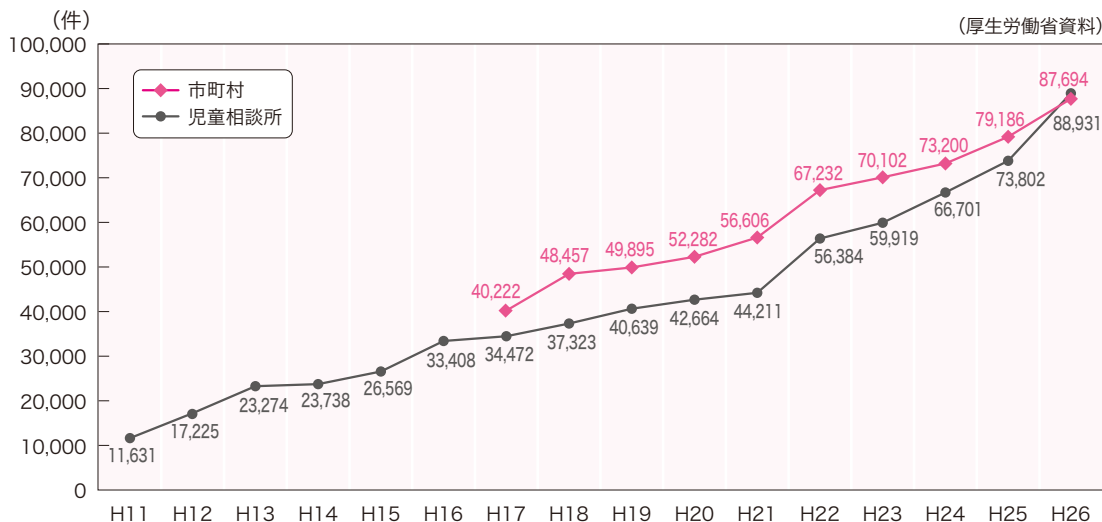
### 虐待相談対応件数の状況

厚生労働省が毎年発表している全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、平成26年度で8万8,931件に上っています。また、市町村（行政）における平成26年度相談対応件数は、8万7,694件を数えています。

こうした相談対応件数は、調査を開始した平成2年以降増加し続けており、児童相談所における相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成26年度は7.6倍となっています。ただし、件数増加の背景には、児童虐待に対する社会の関心が高まり、関係機関や近隣住民からの通報が増えていることも要因として挙げられます。

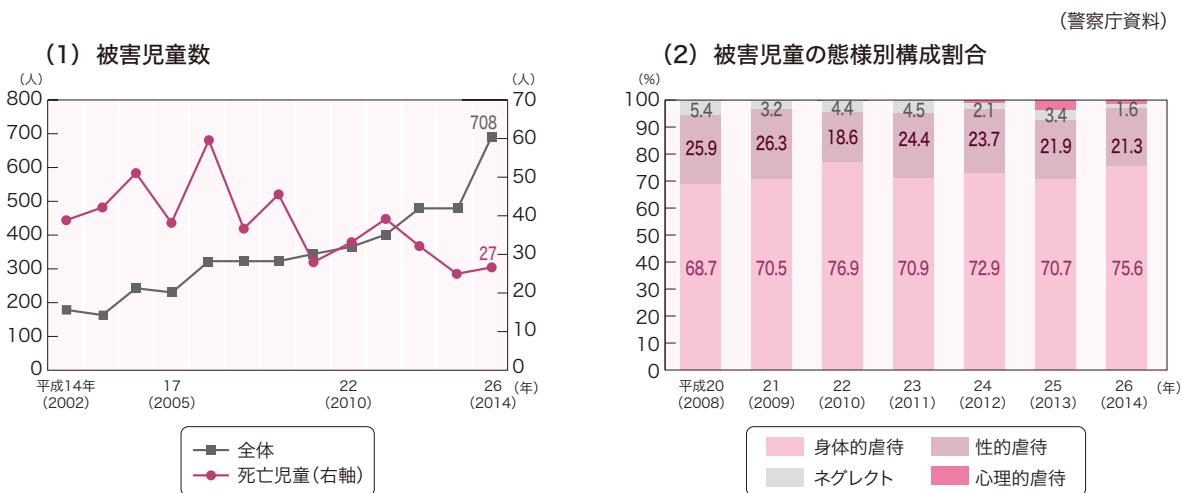
また、厚生労働省は平成25年の通知で、虐待の被害児童にきょうだいがいる場合、そのきょうだいも心理的虐待を受けているとみなして対応するよう求めています。さらに、子どもの前で配偶者間暴力（DV）をふるう「面前DV」も虐待（心理的虐待）としているほか、警察からの相談や通告が増えたことも件数増加の要因とされています。

■ 図1 児童虐待相談対応件数の推移



警察から児童相談所への虐待通告件数は平成26年には2.9万件と過去最多を更新しています。また、検挙件数も年々増加しており、身体的虐待と性的虐待が多くなっています。死亡事件についてみると、被害者は低年齢、加害者は実母が多くなっています。

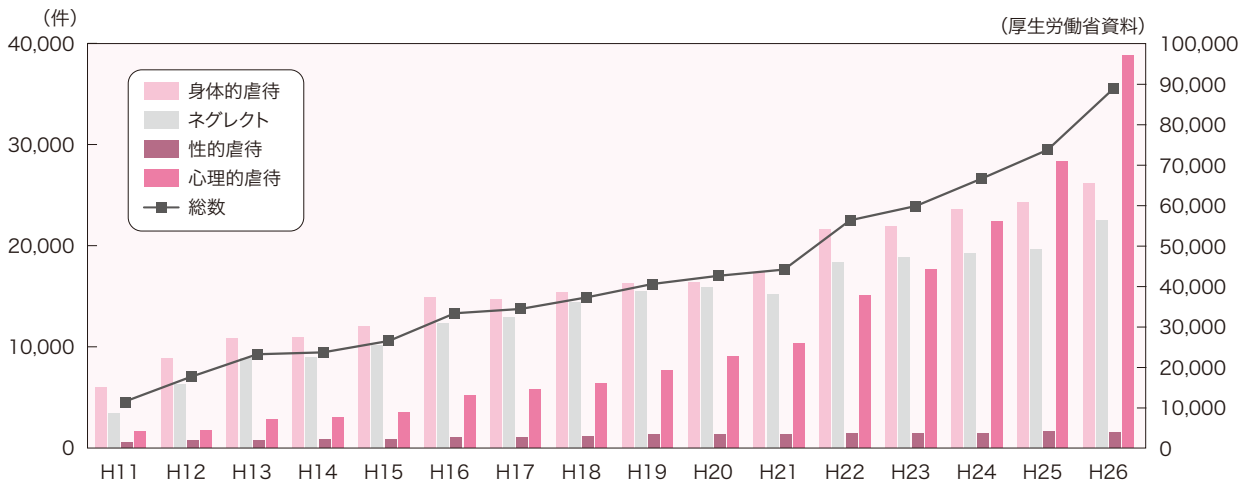
■ 図2 警察が検挙した児童虐待事件



## 虐待の種類別相談対応件数

児童相談所における虐待相談を内容別に見ると、心理的虐待の割合が年々増加しています。平成26年度 (88,931件) は、心理的虐待43.6% (38,775件)、身体的虐待29.4% (26,181件)、ネグレクト25.2% (22,455件)、性的虐待1.7% (1,520件) の順になっています。

■ 図3 種類別相談対応件数の推移



## 主たる虐待者

児童相談所における虐待相談の「主たる虐待者」の内訳では、実母が半数を超え最も多くなっています。平成26年度の内訳では、実母52.4%、実父34.5%、実父以外の父6.3%、実母以外の母0.8%となっています。

## 虐待を受けた子どもの年齢構成

児童相談所における虐待相談において、虐待を受けた子どもの年齢構成の平成26年度の内訳は、小学生が34.5%と最も多く、次いで3歳から学齢前児童が23.8%、0歳から3歳未満が19.7%です。これらをあわせると、未就学児の割合が43.5%と高い割合を占めています。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の第10次報告（平成26年）によれば、心中以外の虐待によって死亡した子どものうち62.7%が0～2歳であったとしています。このことから、自分で自分の身を守ることが難しい低年齢であればあるほど、虐待が深刻化していることがうかがえます。

また、児童相談所での虐待相談の経路別件数においては、児童本人からの相談は全体の約1%にとどまっており、虐待を受けている子ども自身から周囲にSOSを発信することの困難さを表しています。

## 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」

(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会) 第1次～第10次報告の集計から

児童虐待によって、子どもの尊い命が失われてしまう事例も生じています。

児童虐待による死亡事例の件数の推移は次頁のとおりです。

■ 図4 児童虐待による死亡事例の推移

(厚生労働省資料)

	第1次報告			第2次報告			第3次報告			第4次報告			第5次報告		
	H15.7.1～H15.12.31			H16.1.1～H16.12.31			H17.1.1～H17.12.31			H18.1.1～H18.12.31			H19.1.1～H20.3.31		
	6カ月間			1年間			1年間			1年間			1年3か月間		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142
	第6次報告			第7次報告			第8次報告			第9次報告			第10次報告		
	H20.4.1～H21.3.31			H21.4.1～H22.3.31			H22.4.1～H23.3.31			H23.4.1～H24.3.31			H24.4.1～H25.3.31		
	1年間			1年間			1年間			1年間			1年間		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計
例数	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78
人数	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	90

※第11次報告については、平成27年10月に公表されています。

虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%（心中を除いた死亡事例）を占め、そのうち出生直後の0日児の死亡事例が17.2%を占めています。とくに0日児の死亡事例の背景としては、「望まない妊娠」の占める割合が71.3%となっています（第1次～第10次報告の合計）。

なお、心中以外の虐待死の主たる加害者としては、「実母」が74.5%と最も多く、次いで「実父」、「実母と実父」となっています。

### ● 母親が抱える課題

死亡事例の加害者となった母親が抱える課題として、「妊婦健康診査未受診」「母子健康手帳の未発行」「望まない妊娠」等が多くあげられています。また、死亡事例の背景には、妊娠期から母親1人で悩みを抱えていたり、産前産後の心身の不調や家庭環境の課題も指摘されています。

被害にあった子どものなかには、障がいや発育の遅れがみられる子どもが一定数存在しており、子どもの発育等に悩む母親の姿が見えてきます。

### 児童虐待の背景にある課題

上記の死亡事例検証結果にもあるように、児童虐待の背景にはさまざまな課題が存在しています。

近年、核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化のなかで、子育て家庭、とくに子育て中の母親が孤立しやすい状況があります。育児不安や子どもの発育等について悩みや不安を抱えていても周囲に頼れる人がおらず、1人で抱え込んでしまうことが虐待につながってしまうケースもあります。また、近年「子どもの貧困」の問題も深刻化していますが、低所得の家庭やひとり親家庭は、地域において孤立しやすい状況にあるとされています。

児童虐待の背景にはこうしたさまざまな課題が存在し、それらは密接に関係していること、また、児童虐待は特別なことでなく、誰にでも起きる可能性のあるものであるということを理解しておくことが重要です。

そのうえで、子育て家庭を見守り、応援していくための地域づくりを進めていくことが重要となっています。

### 3 関連施策の動向

#### 児童虐待防止法、児童福祉法等に基づく子どもの権利擁護体制の整備

児童虐待が社会的な課題となるなか、平成12年に児童虐待防止法が成立し（同年11月施行）、虐待の定義や住民の通告義務が明らかにされました。とくに、すべての国民に虐待に関する通告義務を課した意味は大きく、社会全体として虐待の防止や早期発見に取り組むことの大切さを表しています。そして、住民による地方自治体への通告にあたっては、児童委員もその窓口として規定されています。

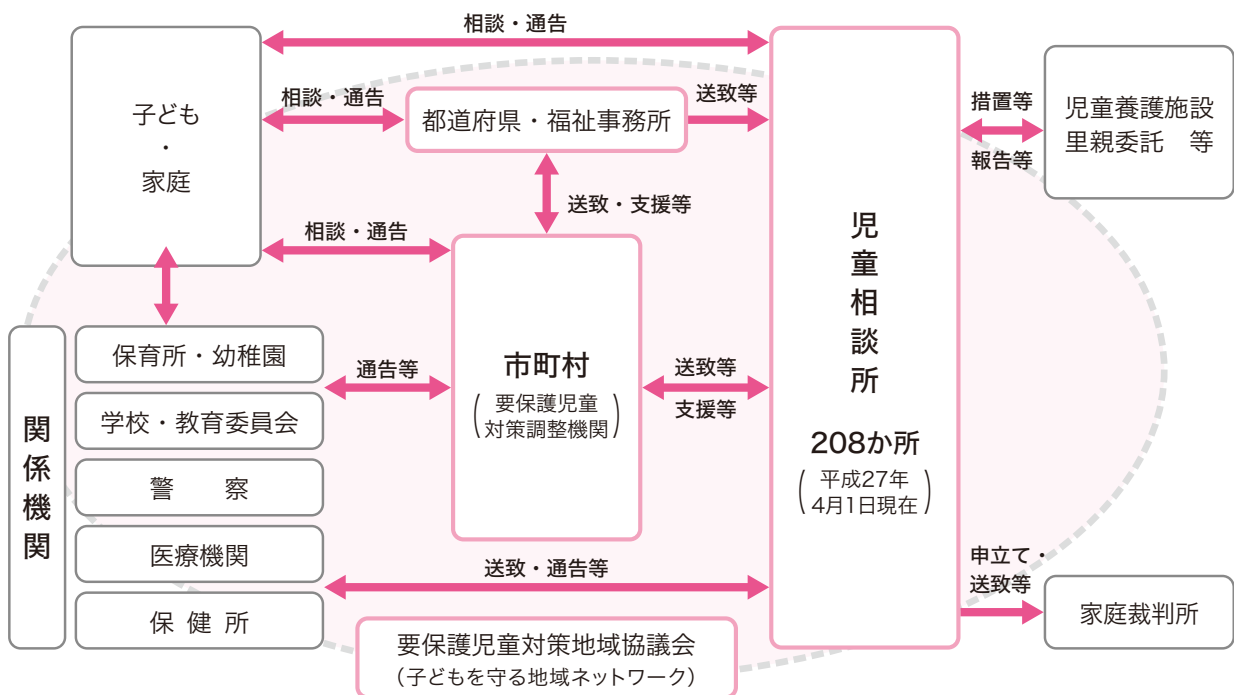
その後、虐待の深刻化に合わせ、児童虐待防止法とともに児童福祉法の改正も数次にわたり行なわれてきました。平成16年改正では虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置することも虐待に）、通告義務の拡大、市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し、通告先に追加）とともに「要保護児童対策地域協議会」の法定化が図られました。

また、平成19年改正（20年4月施行）では、児童の安全確保のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信の制限の強化などが行なわれました。

さらに平成23年には、民法とあわせた改正（24年4月施行）により、必要な場合に親権の停止や親権喪失を求める審判の請求権を児童相談所長に付与するとともに、児童の監護を行なう児童養護施設の長の権限を強化する等の措置が図られました。

このように、子どもたちの権利擁護のための法的な体制整備も順次図られてきました。

#### ■地域における児童虐待防止のための体制



## 児童虐待への対応強化に向けて

こうした法的整備が進められてきたものの、児童虐待は依然深刻な状況が続いています。そこで、国においては、児童福祉法の改正も視野に、虐待対応の強化に向けた検討が進められています。

### (1) 「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」報告

効果的な児童虐待防止対策を検討するため、平成26年9月に社会保障審議会の児童部会に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」が設置され、昨（平成27）年8月28日に報告を取りまとめました。

報告においては、今後の児童虐待防止対策のあり方として、①妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について、②初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について、③要保護児童対策地域協議会の機能強化について、④児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について等、9項目の提言を行ないました。

そのなかでは、児童虐待の対応に重要な役割を担う児童相談所の体制や機能の強化、児童相談所と市町村行政との情報共有のあり方や役割分担の明確化、さらに虐待を受けた子どもたちへの支援の充実について等、多くの提案がなされました。

### (2) 政府の「児童虐待防止対策強化プロジェクト」

政府においては、昨（平成27）年8月、「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣会議」を設置、省庁横断により12月に「児童虐待防止対策強化プロジェクト」として、虐待の「発生予防」、「発生時の迅速・的確な対応」、「被虐待児童への自立支援」という3つの観点から今後の取り組み施策をまとめました。

## 児童虐待防止対策強化プロジェクト（全体像）

### 児童虐待の発生予防

#### 1 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援

- 子育て世代包括支援センターの全国展開
- 母子保健事業との連携強化
- 支援を要する妊婦の情報の確実な把握
- 施設を活用した妊婦への幅広い支援の在り方検討

#### 2 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ

- 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業を全市町村で実施
- 低所得の妊婦に助産を行う助産施設や児童相談所全国共通ダイヤル（189）の更なる周知 等

### 発生時の迅速・的確な対応

#### 1 児童相談所の体制整備

- 児童相談所体制強化プランの策定

#### 2 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村による要対協の設置
- 要対協調整機関への専門職配置 等

#### 3 関係機関における早期発見と適切な初期対応

- 学校へのSSW配置、研修の充実 等

#### 4 児童相談所等における迅速・的確な対応

- 関係機関等による調査協力
- 臨検・捜索手続の簡素化
- 司法関与の在り方の見直しの検討 等

#### 5 適切な環境における児童への対応

- 里親等への一時保護委託推進 等

### 被虐待児童への自立支援

#### 1 親子関係再構築の支援

- 施設退所時の助言 等

#### 2 里親委託の推進

- 里親支援を都道府県業務として位置付け、民間委託推進 等

#### 3 養子縁組の推進

- 児童相談所による養子縁組推進
- 育児休業の対象拡大 等

#### 4 施設入所等児童への自立支援

- 児童家庭支援センターの相談機能の強化
- 自立援助ホームの支援対象者の拡大
- 18歳に達した者に対する継続的な自立支援の在り方検討 等

### (3) 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告

社会保障審議会児童部会においては、「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」に次いで、昨（平成27）年9月、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」が設置されました。

本委員会においては、社会の変化等に対応した新たな子ども家庭福祉のあり方とともに、「児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化」について検討を行なうこととし、(1)の専門委員会による報告も踏まえた検討が行なわれ、本（平成28）年3月10日の委員会において報告の取りまとめが行なわれました。

そのなかでは、まず「基本的な考え方」として、以下の事項等を指摘しています。

- ▶ 子どもの権利の明確な位置づけ（子どもの権利擁護を児童福祉法の理念として明確化）
- ▶ 子ども虐待の予防的観点の明確化（児童福祉法上に家庭支援の理念を明確化）
- ▶ 国・都道府県・市区町村の責任と役割の明確化
- ▶ 基礎自治体（市区町村）の基盤強化と地域における支援機能の拡大
- ▶ 各関係機関の役割の明確化と機能強化

とくに、「市区町村の基盤強化、地域における支援機能の拡大」として、市区町村における「地域子ども家庭支援拠点」の整備や専門職の配置、そして、こうした拠点整備を通じた在宅支援の必要性を指摘しています。

次いで、「新たな子ども家庭福祉体制の整備」、「職員の専門性の向上」として、以下のような点を指摘しています。

- ▶ 児童相談所を設置する自治体の拡大
  - 特別区でも児童相談所を設置できる規定とする
  - 5年を目途として、中核市や特別区が児童相談所を設置できるよう、国として専門職の育成等、必要な支援の実施
- ▶ 児童相談所の強化のための機能分化
  - 虐待通告受理後の調査等を担う機能と、措置後のマネジメント機能との分離等
- ▶ 子ども家庭福祉を担う職員の配置・任用要件
  - 児童相談所機能を担う職種、任用要件、配置基準の明確化
  - 市区町村で支援を担う職員の資格要件、配置基準の検討

そのうえで、報告の最後において、これらの多くについて「直ちに実施すべき事項」として、児童福祉法の改正を含めた早期の対応を提言しています。

## 子ども・子育て支援新制度の施行

児童虐待の予防のためには、子育て家庭を地域で支援していく取り組みが重要ですが、こうした子育て家庭の支援の充実をめざす「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行されました。

新たな制度は、平成24年に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする3つの法律に基づくもので、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しようとするものです。

新たな仕組みに基づくサービスの概要は下図のとおりですが、保育サービス等に関する「施設型給付」、「地域型保育給付」に加え、地域でのきめ細かい子育て支援の充実を図る「地域子ども・子育て支援事業」が設けられています。

このなかには、これまで民児協が積極的に協力してきた「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」があらためて位置づけられたほか、以下のような事業も盛り込まれています。地域でのきめ細かい取り組みにより、子育て家庭の孤立防止や課題を抱えた子育て家庭の支援強化につながることを期待されています。

### ●利用者支援事業

保護者に身近な地域で子育てや保育に関する種々の情報提供や相談にあたる事業

### ●地域子育て支援拠点事業

乳幼児やその保護者が相互交流を行なう場所を開設し、子育て相談、助言等を行なう事業

## ■子ども・子育て支援新制度の概要

